

広島県自然環境保全条例施行規則（昭和四十八年八月七日規則第六十二号）

最終改正:令和 元年 七月 四日規則第三二号

改正内容:令和 元年 七月 四日規則第三二号 [令和元年7月4日]

---

（工作物の基準）

第二十一条 条例第十八条第一項第一号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる工作物の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 建築物 高さ十メートル又は床面積の合計二百平方メートル
  - 二 道路 幅員二メートル
  - 三 鉄塔、煙突、電柱その他これらに類するもの 高さ三十メートル
  - 四 ダム 高さ二十メートル
  - 五 送水管 ガス管その他これらに類するもの 長さ二百メートル又は水平投影面積二百平方メートル
  - 六 その他の工作物 高さ十メートル又は水平投影面積二百平方メートル
-